

日本学生支援機構奨学金 授業料後払い制度

利用上の注意点

- 本制度は、**博士前期（修士）課程及び専門職大学院課程でのみ利用可。**
- 本制度は、授業料相当額と学生生活費を無利子で貸与する制度であり、卒業等した後に**所得に応じた金額の返還が必要。**
- 本制度を利用しても、**別途授業料の納付が必要になる場合があるため、授業料等の納付方法は本学からの案内に従うこと。**
- 本制度は、**第一種奨学金と併用は不可。※第二種奨学金との併用は可**
- 本制度は、緊急採用の適用は無し。
- 本制度を希望する場合は、**授業料の納付を猶予するための事前申請が必要。**

第一種奨学金と授業料後払い制度の比較（参考）

授業料後払い制度

支援対象授業料※1※3

最大776,000円/年

生活費奨学金※2

20,000円/月
または
40,000円/月

年間振込総額（例）※3

年間最大1,256,000円

第一種奨学金

月々の振込額※4

50,000円/月
または
88,000円/月

年間振込総額（例）※4

600,000円～1,056,000円

※1 支援対象授業料は、実際の授業料に応じた額を学校が指定します。実際の授業料や授業料減免等により、振込額がこれより少なくなることがあります。

※2 この金額から保証料相当額が差し引かれ振込まれます。最終的に返還が必要な額は、保証料相当額を加えた額になります。

※3 貸与額（返還が必要な額）は、この金額に支援対象授業料にかかる保証料相当額が加算されます。

※4 機関保証制度を選択した場合、この金額から保証料相当額が差し引かれ振込まれます。最終的に返還が必要な額は保証料相当額を加えた金額になります。

	授業料後払い制度	第一種奨学金	第二種奨学金
利子	無利子		有利子
保証制度	機関保証制度のみ	人的保証制度・機関保証制度から選択可	
返還方法	所得連動返還方式のみ	所得連動返還方式・ 定額返還方式から選択可	定額返還方式のみ
授業料後払い制度 との併用	—	×	○
返還免除制度	対象		対象外